

重要事項説明書

(指定訪問介護・第1号訪問事業)

指定訪問介護、第1号訪問事業の事業(以下「事業」という。)の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション めぐみらい	
事業所の所在地	〒969-0222 西白河郡矢吹町八幡町86番地 サンビレッジ八幡B-101	
電話番号	0248-21-5082	
FAX番号	0248-21-6742	
指定年月日・事業所番号	令和8年4月1日指定	0772801163
通常の事業の実施地域	矢吹町 中島村 泉崎村 白河市(大信・小田川地区付近)	

2. 運営の方針

- ・ 事業の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

1 身体介護

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

2 生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。
営業時間	午前 8 時 30 から午後 6 時までとする。 ただし、上記時間外でも、電話等により連絡可能な体制をとります。

5. サービス提供日時

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	午前 8 時から午後 6 時

* サービス提供時間外もご相談により応じますが、料金が時間帯により異なります。

6. 事業所の従業者の体制

- ① 管理者 1 名
- ② サービス提供責任者 1 名以上
- ③ 訪問介護員 2.5 名以上(サービス提供責任者兼務)

7. 利用料等

(1) 訪問介護の利用料 *別紙参照

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とします。なお、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。(別紙料金表)

第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、事業の実施地域の介護保険法施行細則に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。(別紙料金表)

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。

支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道100円/km(税込)をいただきます。
-----	------------------------------------------------------------------------------------

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。
この場合には、利用予定日の前営業日 17 時までには事業所に申し出てください。サービス提供日時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日午後5時までに ご連絡いただいた場合	無料
サービス提供日時までに ご連絡がなかった場合	キャンセル料500円(税込)

(4)支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。
お支払い方法は、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 利用者の家族に対するサービス提供
 - ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9. 秘密保持及び個人情報の保護

事業所は、利用者・の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとします。

11. 事故発生時の対応

事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待の防止及び身体拘束の適正化について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとします。

13. 業務継続計画の策定等:BCP

(1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。

(2)事業所は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

(3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施します。

14.感染症の予防及びまん延防止のための措置

(1)事業所は感染症の予防まん延防止のため、従業者等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び 備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(2)感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を概ね年に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図ります。

(3)感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(4)従業者等に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

15.ハラスメント防止に関する事項

(1)事業所は、利用者・利用者家族と従業者等の適切なサービスの提供を確保するため、各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講ずるものとします。

(2)事業所は、従業者が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業所の勧告に従わない場合は、サービスの提供を制限・終了することができるものとします。

(3)従業者におけるハラスメントで利用者・利用者家族の尊厳を不当に傷つける言動や行為が発覚した場合、事業所の苦情、相談窓口へ報告し、総合的に判断し処分を決定します。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0248-21-5082
	受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
	担当者名 野崎 恵子

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1)利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2)事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、速やかに文書等で通知します。

(3)自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4)その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

14.その他運営に関する重要事項

事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- (1)採用時研修 採用後 6 カ月以内
- (2)継続研修 年 2 回以上

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとします。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 フォーチュン・パートナー・めぐみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

15. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社 フォーチュン・パートナー・めぐみ
主たる事務所の所在地	〒969-0202 西白河郡矢吹町新町121番地1
代表者(職名・氏名)	代表社員 野崎 恵子
設 立 年 月 日	令和7年12月10日
電 話 番 号	0248-21-5082

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者

所在地 〒969-0222

西白河郡矢吹町八幡町86番地 サンビレッジ八幡B-101

事業所名 ヘルパーステーション めぐみらい

職・氏名 管理者

印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人 利用者との続柄:

住所

氏名

印

<訪問介護料金表>

訪問介護の利用料

【基本部分:訪問介護費】

	所要時間	基本単位数	利用料金(1割)
身体介護	20分未満	163単位/回	163円/回
	20分以上30分未満	244単位/回	244円/回
	30分以上1時間未満	387単位/回	387円/回
	1時間以上 (30分を増すごとに加算)	567単位/回 (+82単位)	567円/回 (+82円)
生活援助	20分以上45分未満	179単位/回	179円/回
	45分以上	220単位/回	220円/回
身体介護に引き続き生活援助を行った場合		20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (所要時間20分から起算して25分を増すごとに加算し、 195単位を限度)	65/130/ 195単位を 加算

*早朝(午前6時から午前8時):25%

*夜間(午後6時から午後10時):25%

*深夜(午後10時から午前6時):50%

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

初回加算(1月につき) 200単位/月 *1割負担の場合 200円/月

緊急時訪問加算 100単位/回 *1割負担の場合 100円/回

処遇改善加算Ⅱ 利用料金に22.4%加算

(注1)介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注2)上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。